一般社団法人ジャパン・イメージ・カウンシル定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ジャパン・イメージ・カウンシルと称する。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区渋谷2丁目10番2号に置く。
 - 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

- 第3条 当法人は、日本国内外の映画・映像作品に関わる組織、人々相互の情報の共有とネットワークの強化を図り、日本の映画・映像作品の情報あるいは動向を海外に発信及び周知させることに努め、日本の映画・映像文化の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を行う。
 - (1) 日本の映画・映像作品の情報を統括するセンターとして、国内の映画・映像関係の組織相互の情報の共有とネットワークの強化を図るための連絡会議事業
 - (2) 海外からも活用可能な日本語・英語による日本の映画・映像作品に関する情報のデータベース化事業
 - (3)海外の映画祭、文化機関等からの日本映画・映像作品の上映要望に対するコンサルティング及びコーディネート事業
 - (4) 海外の映画祭プログラマー若しくは日本作品のプログラミングを目的とした上映 事業関係者を招聘するなど、日本映画・映像作品の選定を円滑に行うための支援 事業
 - (5) 主要映画祭等で紹介される日本映画を対象に、情報の少ない技術スタッフ、出演者に関する実績等の情報を発信する人材紹介事業
 - (6) 海外における日本映画・映像作品の広報的上映の企画及び上映実施事業
 - (7) 日本国内における海外の映画祭、配給関係者、ジャーナリスト、研究者向け試写 事業
 - (8) 日本の映画館などにおける外国人居住者向けの英語字幕版映画の上映事業
 - (9) 人材育成を目的とし、海外の映画祭参加や海外配給を目指す映画・映像制作者、 関係者向けのセミナーあるいはシンポジウム実施事業
 - (10) 日本の映画・映像作品の海外上映に関する動向及び情報の集約、広報事業
 - (11) 日本の映画・映像を海外に紹介するためのビデオや書籍の企画・制作・出版事業
 - (12) その他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

- 第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
 - (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつで も退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により、当 該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当会員が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員として の権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法の社員としての地位 を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第15条 社員総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 役員の報酬の額またはその規定
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6)解散
 - (7) 上記の他、法令又は定款により社員総会で決議するものと定められた事項

(招集)

- 第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時 社員総会は、必要に応じて招集する。
 - 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに各社員に対して招集通知を発する ものとする。
 - 4 前項に関わらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

- 第17条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わる。
 - 2 理事長、副理事長ともに事故もしくは支障があるときは、理事会の定めた順位により他の理事が議長となる。

(決議方法)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合に おいて、当該提案につきすべての社員が、書面又は電磁的記録によって同意したと きは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなす。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、議長 及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くも のとする。
 - 2 第19条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第22条 当法人に次の役員を置く。 理事 3名以上10名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の 関係にある者の合計数は、3分の1を超えてはならない。監事についても同様とす る。
 - 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事及び監事の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
 - 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。 ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足らないときは、第1項によるも のとする。

(理事の職務権限)

- 第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
 - 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議

を経て報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長の選定及び解職
 - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解雇
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

- 第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎年4月と10月に開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に 招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日 を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請 求をした理事が招集したとき。

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長がこれを招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
 - 2 理事長は、前条第3項第2号又は一般法人法101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

- 第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。 理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わる。
 - 2 理事長、副理事長共に事故もしくは支障があるときは、理事会において定めた順位により他の理事が議長となる。

(招集手続きの省略)

第33条 理事会は、理事又は監事の全員の同意があるときは、収集手続きを経ずに開催することができる。

(決議方法)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91 条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した 理事及び監事は、これに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くも のとする。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出)

- 第40条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条 第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報 告書を定時社員総会に提出しなければならない。
 - 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備え置き)

第41条 当法人は、各事業年度にかかわる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに これらの付属明細書(監事の監査報告書を含む)を、定時社員総会の日の2週間前 の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第42条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 基金

(基金の募集)

第43条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き 受ける者の募集をすることができる。

(基金募集の方法)

第44条 基金の募集、割り当て、及び払い込み等の手続きについては、理事会が決定する ものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第46条 拠出者に対する基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法141 条2項に定める限度内で行わなければならない。

第8章 解散及び清算

(解散)

- 第47条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 社員が欠けたとき。
 - (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合)
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公 益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又 は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第49条 当法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 附則

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(特別の利益の禁止)

第51条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会 員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支 給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与える ことができない。

(最初の事業年度)

第52条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年7月31日 までとする。

(設立時理事、代表理事及び監事の氏名)

第53条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事の氏名は次のとおりである。

設立時理事 川中加津江

設立時理事手塚眞設立時理事中島崇設立時理事西嶋憲生

設立時理事(副理事長) 村山匡一郎

設立時代表理事(理事長)川中加津江

設立時監事 佐藤はるみ

(定款に定めない事項)

第54条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他法令の定めるとこ ろによる。